

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案に対して提出された意見と公害等調整委員会の考え方  
(令和8年1月22日～同年2月20日意見募集)

No.	提出された意見（全文）	公害等調整委員会の考え方	省令への反映の有無
1	<p>公害紛争を、口頭で処理というのは、おかしいのではないか。</p> <p>これでは、企業・行政側が嘘をつけば、簡単に最低申請を取り下げられてしまう。</p> <p>申請に書類が必須なのとも、つじつまが合わないではないか。</p> <p>申請が間に合わない状況を産まない様、裁定可能期間の方を伸ばし、公示の方法を地域広報・メディアに広げるよう義務付けるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の規則改正案は、裁定手続における申請の取下げについて、口頭による方法に限定するのではなく、従来の書面による方法も引き続き認めるものであり、申請人の選択肢を広げるものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>本改正案には反対します。</p> <p>理由は、今回の改正が「当事者の利便性向上」と説明されている一方で、実際には弱い立場の住民や小規模事業者に不利益が生じる可能性が高く、紛争処理制度の本来目的である公正性・透明性・弱者保護の観点から十分な検討が行われていないと考えるためです。</p> <p>今回の改正は、裁定手続の申請取下げについて「書面」に加えて「期日での口頭による取下げ」を認めるも</p>	<p>今回の規則改正案は、裁定手続における申請の取下げについて、口頭による方法に限定するのではなく、従来の書面による方法も引き続き認めるものであり、申請人の選択肢を広げるものです。ご懸念のようなことがないよう、当事者の意思の確認に留意した運用を行ってまいります。</p> <p>また、口頭による取下げがあった場合は、期日調書にその旨が記録され、事件記録として保存されることにな</p>	無

<p>のです。しかし、紛争処理の現場では、住民側が専門知識や交渉力で不利な立場に置かれることが多く、期日という緊張した場面で、相手方や委員会を前に心理的圧力を受けながら「口頭で取り下げる」ことは、実質的に不本意な取下げを誘発するおそれがあります。従来の書面方式には、持ち帰って冷静に判断する時間が確保されるという重要な役割がありました。これを弱める今回の改正は、住民保護の観点から慎重さを欠いています。</p> <p>また、口頭取下げが容易になることで、紛争の実態が記録として残りにくくなる懸念があります。公害紛争は現在も年間 100 件前後発生しており、多くは騒音・振動・粉じん・水質など生活に密着した問題です。これらは地域の小さな声として可視化されにくく、制度としてはむしろ「記録を残すこと」「実態を把握すること」が求められています。口頭取下げが増えれば、統計上“紛争がなかったこと”になり、制度改善の根拠が失われる可能性があります。</p> <p>さらに、今回の改正は「手続の簡略化」だけに焦点が当てられており、紛争の予防や弱者保護の強化といった本質的な課題には一切触れていません。公害紛争の多くは、事業者による事前説明不足や情報公開の不十分さが原因で発生しています。住民に丁寧に説明し、懸念に向き合っていれば紛争はそもそも起こりません。制度</p>	<p>ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	
--	---	--

<p>改正は、こうした予防的措置や説明責任の強化とセットで行われるべきです。</p> <p>以上を踏まえ、以下の改善を提案します。</p> <p>1、口頭取下げを認める場合でも、必ず「再確認期間（クーリングオフ）」を設けること。</p> <p>期日での発言だけで即時確定とせず、数日間の熟慮期間を保障することで、不本意な取下げを防げます。</p> <p>2、取下げの理由・経緯を必ず記録し、統計として公開すること。</p> <p>制度の透明性を確保し、紛争の実態把握に資するためです。</p> <p>3、紛争予防のための「事前説明義務」「情報公開」「住民対応のガイドライン」を制度として整備すること。</p> <p>これがなければ紛争は減らず、制度は対症療法のままです。</p> <p>4、弱い立場の住民のための相談支援・証拠収集支援の仕組みを強化すること。</p> <p>専門知識の格差を埋め、公正な紛争処理を実現するために不可欠です。</p> <p>今回の改正は、行政側の事務負担軽減には寄与するかもしれませんが、住民保護や透明性向上という制度の根幹には十分に応えていません。</p> <p>以上の理由から、本改正案には反対します。</p>		
--	--	--

	【個人】		
3	民事訴訟の場合、口頭での取下げの場合出廷した相手方への書面も発出されないものと承知しているが、今回の案ではそのような手当てがされておらずペーパーレス化が中途半端ではないか。  【個人】	ご指摘の通り、民事訴訟法においては、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたときであって、相手方がその期日に出頭したときについては、その期日の調書の謄本を相手方に送達する必要はないと規定されていますので、今回の規則改正案においても、それと同様の修正を行うこととします。	有

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。